

# 令和5年小田原市議会3月定例会議案

(議案第34号～議案第36号)

令和5年2月14日提出



# 目 次

## ○ 条例議案

議案第 34 号	小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例……………	1
議案第 35 号	小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	3
議案第 36 号	小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例……………	4



案 議 例 條



議案第 3 4 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市公務災害補償等審査会の項の次に次のように加える。

小田原市民間提案審査委員会	小田原市民間提案制度による事業の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	15 人以内
---------------	---	--------

別表市長の部小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会の項の次に次のように加える。

小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会	小田原市スポーツ施設整備基本計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10 人以内
-------------------------	---	--------

別表市長の部小田原市技能者表彰審査委員会の項を削る。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正）
- 2 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和 4 4 年小田原市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 小田原市スポーツ施設指定候補者選定委員会の項の次に次のように加える。

小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会	委員長	10,800 円
	副委員長	10,300 円
	委員	10,000 円以内

別表第 3 小田原市技能者表彰審査委員会の項を削る。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

市長の附属機関として小田原市民間提案審査委員会及び小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会を設置する等のため提案するものであります。

## 議案第 35 号

### 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和 34 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「42 万円」を「48 万 8,000 円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに 1 万 2,000 円を加算するものとする。

第 19 条の 2 第 1 項第 2 号中「28 万 5,000 円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5,000 円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に給付理由の生じた出産育児一時金について適用し、同日前に給付理由の生じた出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 改正後の第 19 条の 2 の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和 5 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

健康保険法施行令等が一部改正され、被用者保険における出産育児一時金等の支給額が引き上げられることに伴い、本市の国民健康保険における出産育児一時金についてこれに準じた措置を講ずる等のため提案するものであります。

## 議案第 36 号

### 小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

小田原市小児医療費助成条例（平成 29 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 3 条第 1 項中「前条第 6 項第 1 号」を「前条第 5 項第 1 号」に改める。

第 4 条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

令和 5 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

小児医療費助成制度における保護者の所得額による助成の制限を廃止するため提案するものであります。